翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要　（単位：円）

用途	場所	種類	帳簿価額
国際交流会館（品川）	東京都港区	建物	64,500,021
		建物附属設備	22
品川寄宿舎（品川）	東京都港区	建物	1
		建物附属設備	295,922

⑵　使用しなくなる日
令和８年４月１日

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由
品川キャンパスに国際混住寮（青鷹寮）を開設することに伴い、令和８年４月１日以降使用しない決定を行いました。

⑷　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
帳簿価額は将来の使用しなくなる日における帳簿価額を記載しています。
現時点において、使用廃止後の取扱いが未定であるため、当該見込額は記載しておりません。

（重要な債務負担行為）

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払が発生する重要なものは以下のとおりです。

（単位：円）

契約内容	主な契約先	翌期以降の支払金額		
		一年以内	一年超	合計
学務システム　一式	株式会社ニッセイコム	204,318,400	—	204,318,400
合計		204,318,400	—	204,318,400

（金融商品関係）

⑴　金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、公債、政府保証債、Ａ格以上の社債等の満期保有目的有価証券等を保有しています。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、資金運用管理規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告しています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。　（単位：円）

	貸借対照表計上額(注)	時価(注)	差額(注)
⑴　有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	5,964,848,570	5,637,349,000	△327,499,570
⑵　ＰＦＩ債務	(1,061,501,666)	(1,052,129,950)	(△9,371,716)

（*１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

⑴　有価証券及び投資有価証券
地方債及び社債は、市場が活発ではない相場価格を利用しており、その時価をレベル２の時価に分類しています。

⑵　ＰＦＩ債務
時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

（賃貸等不動産関係）

当法人は、品川、越中島両地区に学生寮並びに国際交流会館を有し、また、東京モノレールの軌道敷として土地の貸付と品川地区において土地の有効活用事業を行っています。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりです。　（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
4,506,112,551	5,675,110,020	10,181,222,571	19,178,619,142

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりです。
取得等による増加（土地の有効活用事業）

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

また、賃貸等不動産に関する令和７年度における収益及び費用等の状況は次のとおりです。

（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他
43,345,100	33,675,200（14,257,150）	0（0）

（退職給付関係）

⑴　採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

⑵　退職等年金給付制度
退職等年金給付制度への要拠出額は、28,833千円となっています。

（重要な後発事象）

当該事項は、該当ありません。